

第2回 地方税制のあり方に関する検討会 議事概要

1 日時 令和7年4月3日(木) 10時00分～12時00分

2 場所 合同庁舎2号館7階 省議室

3 出席者 小西座長、内田委員、西野委員、古谷委員、星野委員
上村委員、小西委員、齊藤委員、坂巻委員、佐藤委員、
林委員、吉村委員

4 議事次第

1 開会

2 議事

(1) 道府県民税利子割について

3 閉会

5 議事の経過

○ 総務省より、今後の検討にあたっての論点について説明を行った。

【全国銀行協会からの意見聴取】

○ 住所変更は顧客の方からの届出によって把握しているものであり、課税時点の住民登録上の住所と一致しない可能性がある。

○ 仮に住所地課税とした場合、金融機関側において大規模なシステム改修が必要となり、それに伴うコストも発生することになる。また、現在、営業所所在地ごとに集計・出力している帳票を、口座保有者の登録住所ごとに集計・出力する方式に変更する必要があり、事務フローも見直す必要がある。

○ 金融機関によって勘定系を含めた関連システムの更改などで開発凍結期間に重なる場合があり、対応が見込める時期はそれぞれであるため、仮に全金融機関が対応を行う場合は相応の準備期間を要する。

○ 郵送物の不着率というものが一定程度存在しており、金融機関が把握する住所情報は、必ずしも最新情報ではない可能性が相応ある。そのため、金融機関が把握する住所情報を使用して住所地の完全な把握を行うことは、現実

的ではないのではないか。

【地方銀行協会、東邦銀行からの意見聴取】

- 個人の預金者については、営業所所在地と住所地は同一の都道府県であるが、進学や就職といった転居等に伴い住所地が変更されておらず、住所地を確実に捕捉できているとは言い難い。
- 地方銀行全体で見れば、インターネット支店がある銀行が39行、そのうち18行が本店所在地の都道府県内に住所地を有する方のみに口座開設を認めている。
- 住所地課税を行う場合には、この納付データの集計方法については、営業店ごとに住所単位を変更することとなるため、大規模なシステム改修が必要となり、相当な期間を要する。
- 地方銀行においても、毎年どこかのタイミングで基幹系システムの更改を実施しており、全金融機関が一斉にこの課税方法の変更に対応するということになると、事前の調整も含めて相当な期間を要することになり、ハードルが高いのではないか。
- 住所地課税を行う場合には、営業所が所在しない都道府県に対して納付する必要があるため、新たな事務負担が増えることに繋がる。
- 税込帰属の適正化の観点では、金融機関側のシステム面や事務面にも配慮いただいた方法を検討いただきたい。

【全国知事会からの意見聴取】

- 個人住民税は地域社会の会費的な性格を有し、応益性の原則から納税義務者の住所地に納めることが原則であるので、利子割についても住所地課税を行うことが原則と考えている。
- 住所地課税とした場合の地方団体の事務負担として、課税客体としての特別徴収義務者の増加に伴い、申告受付や審査等の事務負担が増加するのではないか。特に初年度の事務処理はかなり増加することが想定され、特別徴収義務者を管理していくためのシステム改修も必要になる。
- 制度設計に当たり、住所地課税を採用している配当割や株式等譲渡所得割

との考え方の整理や、各地方団体が納得する清算基準の設定、清算システムの構築や運営委託に伴う財政負担が課題であり、慎重な検討が必要である。

- 個人住民税の性格を踏まえた上で論理的な整理がなされれば、事務上の負担等を勘案し、譲与税制度を導入することも考えられるが、配当割や株式等譲渡所得割との整合性や譲与基準の整理、地方の自主財源である個人住民税利子割を国税化し、地方譲与税として配分することは、地方分権の流れに大きく逆行するものであり行うべきではないとの意見もあったところ。
- 清算制度における清算基準の設定に際しては、都道府県別の預金額、道府県民税の額、総人口や全国家計構造調査の金融資産残高など、様々な議論がある。

(以下、自由討議)

< 税収帰属の適正化に向けた方策 >

(住所地課税化について)

- 口座とマイナンバー上の住所情報を紐づけができたとしても、金融機関がマイナンバーによる情報照会を行うことに法令上のハードルがあることを認識する必要がある。
- 金融機関として相当な期間とコストが必要であるが、口座の住所を正しく捕捉することにはあるべき姿であり、本来的には目指すべきではないか。
- 今後の議論にあたっては、約2万者程度の特別徴収義務者の事務負担等も念頭に置く必要がある。
- 金融機関において、住所地課税を行う場合には長期的なスパンで考えなければならぬとのことだが、登録している住所と預金者が実際に住んでいる住所というものを完全に一致させることが不可能であれば、幾ら時間をかけたとしても問題が解決されないのではないか。

(清算制度)

- 清算制度を導入する場合には、制度創設後に清算制度を導入する理屈についても整理する必要があるのではないか。

- 個人住民税は「地域社会の会費」的な性格を有することを踏まえると、地方譲与税ではなく清算制度と考えられるが、所得課税である個人住民税に導入する場合には、消費課税の清算制度と理論的にどう違うかを整理する必要があるのではないか。

(その他)

- 利子割については毎月納付とのことだが、特別徴収義務者の事務コストを踏まえると、納付回数等の納付事務や清算を行う場合の清算回数も議論が必要ではないか。